

報 第 6 号

専決処分報告について

(都市計画税条例の一部を改正する条例)

本市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)5月26日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第5号

都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

本市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年（2023年）3月31日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市都市計画税条例（昭和35年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第16項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の新潟県柏崎市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

新潟県柏崎市都市計画税条例（昭和35年3月25日条例第11号）

	改正後	改正前
17	附則 (略)	附則 (略)
1	(法附則第15条第32項の条例で定める割合)	(法附則第15条第33項の条例で定める割合)
2	法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
3	(法附則第15条第33項の条例で定める割合)	(法附則第15条第34項の条例で定める割合)
3	法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
4	(法附則第15条第38項の条例で定める割合)	(法附則第15条第39項の条例で定める割合)
4	法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
5	(法附則第15条第43項の条例で定める割合)	(法附則第15条第44項の条例で定める割合)
5	法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
6～15	(略)	(略)
16	法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。	法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。
17	(略)	(略)